

横断歩道通行時における正しい交通ルールを再確認しましょう

走行中の車両は、横断歩道を渡ろうとしている歩行者を妨害してはいけません。とはいえ、信号機のない横断歩道でこのルールを守っているでしょうか。

横断歩行者等妨害等違反の取り締まり件数は、年々増加しています。歩行者の安全を妨げ罰則を受けることがないように、横断歩道通行時におけ

1. 横断歩道の標識・標示

運転手への注意喚起のため、横断歩道がある道路やその手前には標識や道路標示が設置されています。横断歩道標識は、青地の五角形の看板に白で大人や子どもが歩いている絵柄が描かれています。



道路上のひし形マークも同じ意味

道路上にあるひし形マークは、前方に信号機が

2. 横断歩道での交通ルール

横断歩道を通過するときの正しい交通ルールを確認しましょう。

歩行者がいる場合は道を譲る

歩行者用信号がない横断歩道および自転車横断帯を渡ろうとする人や自転車がいる場合は、横断歩道の手前で一時停止をして、歩行者に道を譲らなければなりません。違反した場合「横断歩行者等妨害等」の罰則が適用され、反則点数2点、普通車の場合は9,000円の反則金額が科せられます。



3. 横断歩道がない所を横断しようとしている歩行者がいるときの対処方法

横断歩道がない道路を渡ろうとする歩行者がいる場合でも、車は歩行者の横断を妨害してはいけません。道路交通法第38条の2第1項で歩行者優先が定められているため、車は横断する歩行者を優先しなければなりません。

4. ハンドコミュニケーションの推進

歩行者は「手を上げる」「肘を曲げて軽く手を上げる」などの手を使った合図「ハンドコミュニケーション」をし、横断する意思を運転者に伝えましょ

る運転のルールについて再確認しましょう。

また、信号機のない横断歩道で、歩行者が横断しようとしている場面で一時停止した車は、岩手県では45.7%にとどまっています。(※)運転者は歩行者を守る運転を心掛け、一時停止率100%を目指しましょう。

*令和3年一般社団法人日本自動車連盟調査より

ない横断歩道や自転車横断帯があることを表しています。一つ目のひし形マークは横断歩道がある50m手前に、二つ目は30m手前に標示されており、横断歩道があることを事前に知らせる役割があります。ひし形マークを見つけたら速度を落とせるように準備をしておきましょう。



追い越し・追い抜きは禁止

横断歩道および自転車横断帯の手前30m以内の道路では、車の追い越しや追い抜きは禁止されています。横断歩道手前に停止している車両などを横切るときは、一時停止をしてから停止車両の前に出なければなりません。違反した場合は「追越し違反」の罰則が適用され、反則点数2点、普通車の場合は9,000円の反則金額が科せられます。



横断禁止標識がある道路でも同様です。特に夕暮れ時は、横断歩道がない道路を渡ろうとする歩行者との事故が多発する時間帯です。早めのヘッドライト点灯で歩行者に車の存在を知らせ、速度を落として走行しましょう。

う。運転者は、一時停止した後、運転席から手を差し出すなど、歩行者に横断を促す合図をしましょう。



ご存知ですか？ 補償運転

「補償運転」とは、危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身および環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を探ることをいいます。主に、▶夜間の運転を控える ▶雨の日の運転を控える ▶長距離の運転を控える一などのような方法です。

これまでよりも少しだけ気を配り、余裕を持って運転することが大切です。ご家庭でも、特に高齢運転者に対して補償運転を促していきましょう。



体験型の交通安全教室

本市では、俊敏性などが計測できる測定器や飲酒時と同様の感覚が体験できるゴーグルを活用した体験型の交通安全教室を開催しています。



▲令和3年10月27日に内川目振興センターで行われた交通安全教室で測定器を体験している様子

特集 交通安全

交通ルールを再確認して命を守ろう

【問い合わせ】
新館市民生活総合相談センター(☎41-3551)

令和3年中の本市における交通事故負傷者数は162人です。市民の交通安全意識が高まっていることもあり、令和2年と比べて負傷者数は18人減少しました。

交通事故を防ぐには、一人一人が安全への意識

をもって交通ルールを守り、事故に遭わない、起こさないための行動をとることが重要です。自動車、自転車、歩行者がそれぞれ守るべき基本的な交通ルールとマナーを確認しましょう。

交通事故に遭わない、起こさないために

■自動車安全運転五則

- ①安全速度を必ず守る
- ②カーブの手前でスピードを落とす
- ③交差点では必ず安全を確認する
- ④一時停止で横断者の安全を守る
- ⑤飲酒運転は絶対にしない



■自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄り
- ④安全ルールを守る(▶飲酒運転・二人乗り・並進の禁止▶夜間はライトを点灯▶交差点での信号)



- 順守と一時停止・安全確認)
- ⑤子どもはヘルメットを着用



■歩行者が守るべきこと

- ①必ず歩道を通行する
- ②歩道のないところは道路の右側を歩く
- ③道路を横断する場合は横断歩道を利用し、渡るときは手を挙げ、ドライバーに合図を送る
- ④道路へは飛び出さず、一度止まって確認する
- ⑤夕方や夜間外出時は反射材を身に付ける
- ⑥歩きスマホをしない



飲酒運転はやめましょう

今年の市内における飲酒運転による事故状況は、9月末時点で9件となっており、令和3年中に発生した5件を上回る状況となっています。

飲酒運転は、事故に結びつく危険性を高める重大な犯罪です。少しのアルコールでも運転への影響は大きく、事故当事者の人生にも多大な影響を与えます。飲酒運転は絶対にやめましょう。

■運転者に対する罰則

- 酒酔い運転…5年以下の懲役または100万円以下の罰金、違反点数35点
- 酒気帯び運転…3年以下の懲役または50万円以下の罰金、違反点数(呼気1%中のアルコール濃度が0.25%以上の場合)25点・(呼気1%中

のアルコール濃度が0.15%以上0.25%未満の場合)13点

酒酔い運転…アルコール濃度の検知値には関係なく、酒に酔った状態で運転が困難と思われる状態で運転すること

酒気帯び運転…呼気中アルコール濃度が1%あたり0.15%以上含まれる状態で運転すること

■飲酒運転4(し)ない運動

- ①運転するなら酒を飲まない
- ②運転する人に酒を提供しない
- ③酒を飲んだ人に車を提供しない
- ④酒を飲んだ人の車に同乗しない

